

地域公共交通計画の認定申請について

じゃがりん号の運行経費について、国の補助制度「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用しており、補助申請の前提として「地域公共交通計画」の認定申請を6月末日までに国土交通大臣へ提出する必要がある。

本計画書の策定にあたり、国の補助要綱において、あらかじめ「地域の協議会の承認」を要することから、別紙のとおり計画書について審議したい。

提出する計画書が大冊となることから、審議資料は“認定申請書(鑑)”と“計画別紙(概要)”に代え、特に事業の目的及び必要性・定量的な目標及び効果の2点について、疑義がないかご審議いただきたい。

また、令和7年度事業より、補助対象事業者が活性化法定協議会のみとなります。事業交付申請(令和7年11月末)より、交付申請者が本協議会となり、補助金は協議会口座で受領した後、町が行なうじゃがりん号事業財源として支出します。

なお、計画書の内容について、軽微な修正が生じた場合には事務局に一任いただきたい。

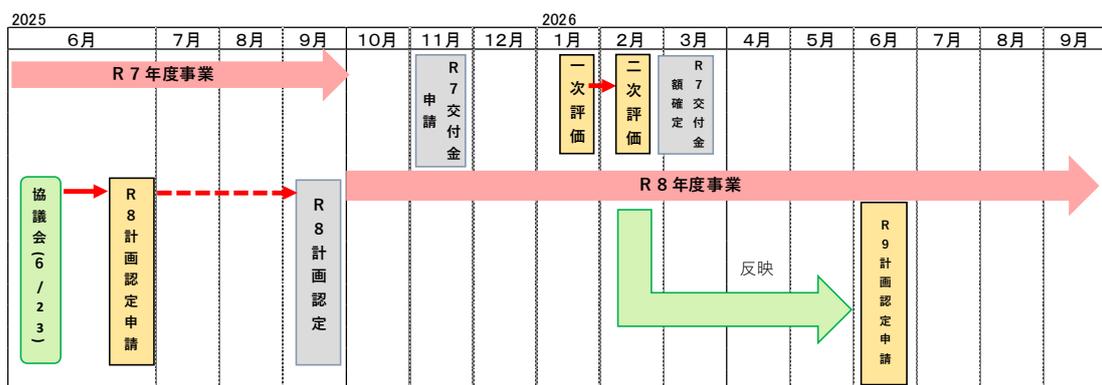
【参考】 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

1 制度概要

国庫補助対象の広域バス路線へのアクセス機能を有する地域内路線(じゃがりん号)に対し、補助対象経費の1/2以内が交付される。(ただし、国庫補助上限額あり。)

補助額は、補助対象期間終了後に提出する「補助金交付申請書」に基づき、補助額を確定する。

地域内フィーダー系統補助の流れ



2 今回提出する計画書

以下の計画書を申請する。

2025(令和7)年度(令和6年10月1日～令和7年9月30日)運行分を含む3補助年度分計画